

Team Diabetes Japan 規約

第1条 名称

本会は「Team Diabetes Japan」（日本糖尿病協会チーム）と称する

第2条 事務局

本会の事務局は、
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-2-4 麹町セントラルビル8階
TEL： 03-3514-1721
FAX： 03-3514-1725
公益社団法人 日本糖尿病協会に置く

第3条 目的

本会は(公社)日本糖尿病協会（以下「協会」という）の行う事業（定款第4条）に基づき、次について可能かつ妥当な範囲において賛助協力を行い、並びに会員相互の理解を深めることを目的とする

- ① 本会は糖尿病患者及び家族、また医療従事者を中心として結成し、糖尿病患者間・医療従事者間でネットワークを作ること。
- ② 糖尿病だからと言って出来ないことはないという「No Limit」を基本概念におきながら、マラソンを通じて自己管理を行い、糖尿病と向き合い生活の質を高める為、またその支援を目的としている。
- ③ 参加することで、糖尿病協会にチャリティー（寄付）をする。その他、グッズ（Tシャツ、キャップなど）を作成、販売し、一部を寄付する。
- ④ マラソンやウォークを通じて、糖尿病患者間の交流、治療継続意欲の向上、および糖尿病ではない多くの国民に生活習慣病予防の啓発を目指す。
- ⑤ 海外のマラソンやウォークのイベントに参加し、国際交流をはかる。

第4条 組織

本事業の運営にあたっては、日本糖尿病協会企画委員会の下部組織とする。

第5条 役員

運営に当たっては別途役員（リキググループ）を組織する。

第6条 会員

本会は、前条の目的に賛同する者をもって構成する。

第7条 入退会

本会の会員は本会の目的に賛同し、協会の公共性を理解し、寄付金をもって事務局に申し込む事と

する

- 2、寄付金は1口1000円とし、口数は任意とする。
- 3、会員で退会しようとするものは、退会届けを事務局に提出して退会するものとする
- 4、会員が本会則に反するなど、本会員として不相当であると認められたときは、会員の登録を抹消することができる。この場合積明のための相当期間をおくものとする

第8条 会議

「Team Diabetes Japan」役員（ワキンググループ）会議は、年1回以上開催され、役員総数の2/3以上の出席をもって成立する。

- 2、議事は、出席の半数以上の賛成をもって可決成立する。

第9条 活動内容

- ①ホノルルマラソンチーム参加
- ②タートルマラソンに参加
- ③チャリティー活動
- ④日本糖尿病協会の行事への参加

第10条 細則

本規約に定めるものの他、Team Diabetes Japan の運営に関し必要な事項は、企画委員会の議を経て理事会の承認を得ることによって、別に定めることができる。

附則

この規約は平成25年5月16日改定とする。